

別海町議会会議録

第1号（令和元年 6月18日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第29号 | 令和元年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第30号 | 令和元年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第31号 | 令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第32号 | 令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第33号 | 別海町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第34号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第35号 | 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第36号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第37号 | 別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第38号 | 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第39号 | 別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第40号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第19 | 議案第41号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第20 | 議案第42号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第21 | 議案第43号 | 工事請負契約の締結について（防災行政無線設備改修その1工事） |
| 日程第22 | 議案第44号 | 工事請負契約の締結について（防災行政無線設備改修その2工事） |
| 日程第23 | 議案第45号 | 工事請負契約の締結について（ウニ種苗育成センター機械設備改修工事） |
| 日程第24 | 議案第46号 | 工事請負契約の締結について（農業水利施設無線伝送装置更新工事） |

- 日程第 2 5 議案第 4 7 号 財産の取得について（除雪グレーダー）
- 日程第 2 6 議案第 4 8 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 2 7 議案第 4 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 2 8 議案第 5 0 号 別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場他の建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第 2 9 報告第 3 号 平成 3 0 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 0 報告第 4 号 平成 3 0 年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 1 報告第 5 号 平成 3 0 年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会報告
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 提出案件の概要説明
- 日程第 7 議案第 2 9 号 令和元年度別海町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 3 0 号 令和元年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 3 1 号 令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 3 2 号 令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 3 3 号 別海町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 3 4 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 3 5 号 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 3 6 号 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 3 7 号 別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 3 8 号 別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 3 9 号 別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 4 0 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 1 9 議案第 4 1 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 0 議案第 4 2 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 2 1 議案第 4 3 号 工事請負契約の締結について（防災行政無線設備改修その 1 工事）
- 日程第 2 2 議案第 4 4 号 工事請負契約の締結について（防災行政無線設備改修その 2 工事）
- 日程第 2 3 議案第 4 5 号 工事請負契約の締結について（ウニ種苗育成センター機械

設備改修工事)

- 日程第24 議案第46号 工事請負契約の締結について(農業水利施設無線伝送装置更新工事)
- 日程第25 議案第47号 財産の取得について(除雪グレーダー)
- 日程第26 議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第27 議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第28 議案第50号 別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場他の建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第29 報告第3号 平成30年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第30 報告第4号 平成30年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第31 報告第5号 平成30年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について

○出席議員(16名)

1番	宮越正人	2番	横田保江
3番	田村秀男	4番	小椋哲也
5番	外山浩司	6番	大内省吾
7番	木嶋悦寛	8番	松壽孝雄
9番	今西和雄	10番	小林敏之
11番	瀧川榮子	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長	15番 戸田憲悦	議長	16番 西原浩

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	佐藤次春
教育長	伊藤多加志	代表監査委員	杉本義久
監査委員	竹中仁	選挙管理委員長	高崎好藏
農業委員会会長	小野榮一	総務部長	浦山吉人
福祉部長	今野健一	産業振興部長	門脇芳則
建設水道部長	山岸英一	教育部長	山田一志
病院事務長	大槻祐二	会計管理者	阿部美幸
農業委員会事務局長	中村公一	選挙管理委員会書記長	佐々木栄典
監査委員事務局長	小林由治	総務部次長	佐々木栄典
福祉部次長	青柳茂	産業振興部次長	小湊昌博
建設水道部次長	伊藤一成	教育部次長	石川誠
総務課長	佐々木栄典	総合政策課長	三戸俊人
財政課長	寺尾真太郎	税務課長	宮本栄一
防災交通課長	麻郷地聡	尾岱沼支所長他	福原義人
福祉課長	干場みゆき	介護支援課長	千葉宏

町民課長 青柳 茂
老人保健施設事務長 竹中 利哉
水産みどり課長 小湊 昌博
管理課長 川畑 智明
事業課長 伊藤 一成
病院事務課長 小川 信明
生涯学習課長他 石川 誠
図書館長他 新堀 光行

保健課長他 干場 富夫
農政課長 小野 武史
商工観光課長 伊藤 輝幸
建築住宅課長 田畑 直樹
上下水道課長 外石 昭博
学務課長他 入倉 伸顕
中央公民館長 内山 宏

○議会事務局出席職員

事務局長 小島 実 主 幹 松本 博史

○会議録署名議員

7番 木嶋 悦寛
9番 今西 和雄

8番 松壽 孝雄

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今定例会中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。

議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

ただいまから令和元年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

7番木嶋議員、8番松壽議員、9番今西議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小林敏之君） それでは、議会運営委員会から報告を申し上げます。

6月7日及び13日に開催いたしました議会運営委員会で第2回定例会にかかわる運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第2回定例会に町側から提出されております案件は、全部で25件であります。

内容は、令和元年度各会計補正予算が4件、条例の制定が1件、条例の一部改正が6件、組合規約の変更が3件、工事の請負契約が4件、財産の取得が1件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更が2件、特定環境保全公共下水道別海終末処理場他の建設工事委託に関する協定の締結が1件、平成30年度一般会計及び下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告が2件、平成30年度水道事業会計予算繰越計算書の報告が1件であります。

これら提出案件のうち議案第33号別海町森林環境譲与税基金条例の制定については産業建設常任委員会に付託し、そのほかの議案については委員会の付託を省略し、本会議において質疑、討論・採決するべきものと決定いたしました。

なお、議案第40号から議案第42号北海道町村議会議員公務災害補償等組合ほか2組合にかかわる規約の変更3件と、議案第43号及び議案第44号の防災行政無線設備改修にかかわる工事請負契約の締結2件については関連がありますので、それぞれ一括議題といたします。

一般会計及び下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書、及び下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第2回定例会の会期は、6月18日から6月21日までの4日間とし、初日には町長提出議案の内容説明・質疑を行います。

2日目には一般質問を行い、3日目は休会とし、各常任委員会を行います。

最終日は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員提出案件の内容説明・質疑、討論・採決を行うこととしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、横田議員、中村議員、宮越議員の4名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議をいたしました。

陳情書等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在予定されておりますのは、議員提出案件1件と委員会提出案件が1件の合わせて2件であります。

内容は、第1回北方四島交流訪問での衆議院議員の不適切な言動に対する抗議として、北方四島交流訪問団参加議員の言動に対する厳重抗議及び一刻も早い北方領土問題の平和的解決を求める意見書については戸田議員から、地方財政の充実・強化を求める意見書については総務文教常任委員会から提出されるもので、定例会最終日に提案されることになっております。

最後に、反問権についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に関わりやすくするために導入したものであります。

町長初め執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの4日間をしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月21日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。
諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。
町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和元年第2回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御臨席を賜り誠にありがとうございます。

定例会開会に当たりまして行政報告を申し上げます。

初めに、北方領土問題の早期解決に関する政府要請行動についてでございます。

6月7日、北海道知事と管内5自治体の首長によりまして、首相官邸において安倍首相と面会いたしまして、領土問題の早期解決や墓参事業の拡充、共同経済活動の早期実現などを求める要請を行ってまいりました。

その際、首相からは力強い意気込みのお言葉をいただきました。

今月下旬にも予定されております日ロ首脳会談に期待を寄せているところでございます。

次に、防衛に関する要請行動についてです。

6月10日、北海道基地協議会の役員といたしまして、北海道防衛局及び北海道庁に対しまして令和2年度における防衛施設周辺対策や基地交付金等に関する要請活動を行っております。

なお、演習場周辺問題に係る町の独自要請につきましては、北部方面隊や北海道防衛局等関係機関に対しまして5月下旬に本年度要望を済ませているところでございます。

また、6月12日には、沖縄県道104号移転訓練受入演習場関係市町村の首長の方々と一緒に令和2年の概算要求に向けまして、訓練の分散・実施関連分を考慮した調整交付金の交付について防衛省の本省へ要請活動を行ってまいりました。

今後においても、町及び関係機関による防衛関係要請については、引き続き粘り強く行っていきたいというふうに考えております。

それでは、ここから産業の動向について御報告を申し上げます。

酪農・畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産量は、本年1月から4月末までで15万8,700トン、これは対前年比99.7%、額で申し上げますと160億円でございます、これは対前年比100.5%となっています。

乳量につきましては、昨年6月中旬以降の長雨によります牧草品質低下の影響などによりまして前年実績を若干下回っておりますけれども、生産額は、生乳生産基盤の拡大や、それから乳価の上昇によりまして前年並みに回復しております。

特に乳価については、本年度におきましても取引価格や補給金が値上げとなっております、農家経済は、引き続きよい状況が続くというふうに考えております。

作況については、5月の平均気温が平年より高かったことから牧草が順調に生育しております、一番草の生育状況は、平年より6日早く推移しており、デントコーンにつきましても1日早く播種を終了しているところでございます。

既に一番草の収穫作業も一部で始まっておりますが、昨年のような悪天候が続かないように良質な粗飼料が確保されることを真に期待しているところでございます。

次に、水産業の状況についてでございます。

春のホタテ漁は、5月30日で操業を終えておりますけれども、水揚げ数量は対前年比103%の2万2,930トンでございまして、昨年を567トン上回っております。

金額で言いますと、対前年比116%、これは65億円ということでございまして、昨年を8億8,000万円上回る結果となりました。

金額が上回っている要因としましては、一昨年9月の大型台風や、低気圧による時化の影響により漁場環境が悪化しましてサイズが小型化したものの、活ホタテの中国・韓国への輸出額は、これが激増してきたということが考えられると思っております。

このほかホタテを除く全魚種での本年1月から5月末までの比較で言いますと、残念なのですけれども、数量では対前年比87%の2,468トン、それに伴いまして金額では対前年比91%の3億9,500万円にとどまっております。

また、野付の風物詩でございますホッカイシマエビ漁につきましては、5月下旬に行われました資源量調査、これによりまして、昨年の秋漁前調査に続きまして資源が増大傾向にあるという結果になっておりました。

今月17日から7月25日までの操業期間により約27トンの漁獲量を予定していません。

続いて、エゾシカ被害対策の銃器によります春駆除の状況でございますけれども、5月7日から27日までの18日間で実施をいたしました。

1,300頭の計画に対しまして、実績は964頭を駆除して終了しております。

当初の計画頭数を下回ったことにつきましては、朝方の濃霧や、それから強風など、狩猟条件が整わなかった日が多かったということに加えて、捕獲後の焼却処理委託業者の機械が故障したことなどにより処分不能となりました。

やむを得ず捕獲期間を4日間短縮したことにも要因しているというふうを考えております。

今後は、9月から予定しております秋駆除、そして、12月から野付半島や走古丹地区での囲いわなによる捕獲を実施することにより農林業被害や住民生活の環境改善に向けた個体数の調整に努めていきたいと考えております。

次に、商工業と観光についてでございます。

平成30年度におけます主な中小企業振興事業の実績でございますけれども、町内建築業者の受注機会の確保を目的といたしました「地域貢献中小企業支援事業」、これには56件、開業・経営拡大支援等を目的とした「起業家支援事業」、これにつきましては3件、商店街活性化を目的といたしました「にぎわい商店街創造事業」、これには11件の補助を実施してまいりました。

観光客の入込状況でございますけれども、平成30年度は、北海道胆振東部地震の影響もありまして、対前年比83.8%ということで約26万人となりました。

しかし、野付半島におきましては、冬の入り込み数は、氷の大地であります「氷平線」、これを活用した観光メニューの浸透により前年度に比較し大きく増加しており、今後も期待をするところでございます。

本年4月28日に開催いたしましたジャンボホタテ・ホッキ祭りは、好天に恵まれたけれども、入込数は、対前年比58%の7,000人ということで大分減りましたけれ

ども、この原因は、時化によりましてホタテが準備できなかったということが大きな要因だと思っております。

ホッキ、アサリの活貝販売は、本年も大変盛況でございまして、別海の旬の味覚を存分に楽しんでいただいたと思っております。

また、5月4日から6月9日までにかけての通算8日間開催いたしました尾岱沼潮干狩りフェスティバルにも大勢の方々が来場いただきました。

対前年比119%、約4,800人の方々に恒例の春のイベントを楽しんでいただきました。

次に、建設工事の発注状況でございますけれども、6月4日現在で、工事及び業務委託を合わせまして今年度予定の約35%を発注しております。

おおむね計画どおりの進捗状況となっております。

今後におきましても、適期の発注を心がけ事務をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険についてでございます。

国民健康保険は、平成30年度の制度改正によりまして財政運営の責任主体が都道府県に移管されました。

市町村と都道府県の共同運営となって新しい制度での最初の決算を迎えました。

平成30年度の単年度収支では、約3,400万円の財源不足が見込まれて、不足分につきましては国保財政調整基金、これから繰り入れをし決算を行う予定でございますけれども、引き続き国や道の動向などにも注視しながら国保制度の安定的な運営について今後もしっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

最後になりますけれども、町立別海病院の内科医師についてでございます。

第1回の定例会の際にも報告させていただいておりますけれども、かねてから募集しておりました内科医師につきましては、現在、江別市立病院で消化器科部長をされております水谷彰吾先生が7月より勤務していただけることになりました。

水谷先生は、北海道大学医学部を卒業され、消化器病学会専門医として活躍をされております。

現在、内科医については、嘱託医師の不足によりまして少ない医師の中での診療を行っております。

町民の皆様方には大変御迷惑をおかけしているところでございますけれども、常勤内科医師の確保ができたことにより充実した診療ができるものと考えております。

引き続きまして、医師の確保を含め安定した医療体制の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎日程第6 提出議案の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出議案の概要について説明があります。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） おはようございます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が22件、報告が3件でございます。

まず最初に、議案第29号は、令和元年度一般会計補正予算でございます。

主な内容ですが、畜産クラスター事業の追加や、森林環境譲与税の使途事業となる森林整備関連の事業、また、漁業近代化施設整備等に対する助成などの沿岸漁業振興対策事業の拡充など、事業費を増額する一方で、道路事業関連で社会資本整備交付金の減額内示に伴う事業費の減額が大きいことから、合計で2,700万円を減額補正するものです。

次に、議案第30号は、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算でございます。

当初予算編成時では、国民健康保険税で算出の基礎となる前年の所得等が未確定な部分があることから補正を前提としていたものでございます。

このたび、平成30年分の所得確定に伴う算定による保険税収入の増額に加え、課税限度額及び軽減措置の基準額の改正のほか、滞納整理機構負担金の決定や基金利息積立金の減額見込み等により20万円を減額補正するものであります。

議案第31号令和元年度下水道事業特別会計補正予算は、特定環境保全公共下水道事業に対する国庫補助の内示額通知に伴い、関係する歳入・歳出について8,740万円を減額補正するものであります。

次に、議案第32号令和元年度介護保険特別会計補正予算は、システム改修に係る経費や過年度の北海道負担金の精算返還により280万円を増額補正するものです。

議案第33号別海町森林環境譲与税基金条例の制定については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境譲与税の使途を明確に定め、その有効活用と事業を安定的に執行するための基金の設置にかかわる条例を制定しようとするものであります。

議案第34号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、新たな資格職として臨床工学技士を採用したことに伴い、その業務の特殊性を鑑み特殊勤務手当の種類を追加しようとするものです。

議案第35号別海町町税条例等の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、ふるさと納税に関する寄附金税額控除の見直しのほか所要の改正を行うものです。

議案第36号別海町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の基準額について変更するものであります。

議案第37号別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率や償還方法などの改正を行うものです。

議案第38号別海町介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正の施行に伴い、保険料率の改正を行うものです。

次に、議案第39号別海町総合スポーツセンター条例の一部改正については、町民体育館の改修に伴い施設内にトレーニング室を設置したことから、新たに条例に加えるものであります。

議案第40号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第

41号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、及び議案第42号北海道市町村退職手当組合理約の変更については、いずれも組合の構成団体に減が生じたことに伴い、それぞれの組合から規約変更の協議があったものであります。

議案第43号から議案第46号までの工事請負契約の締結については、6月4日に入札を行った工事のうち予定価格が1件5,000万円を超えるものについて議会の議決を求めるものであります。

議案第47号財産の取得については、取得する物件である除雪グレーダーが取得価格1,500万円を超えることから議会の議決を求めるものであります。

議案第48号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてです。

本案は、中春別、中西別及び上春別辺地で、平成26年度に策定した5年間の整備計画期間が終了したことから、令和元年度から5年間の整備計画を新たに策定するものであります。

議案第49号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、尾岱沼、本別辺地について事業費の増額に対応するため計画を変更しようとするものであります。

議案第50号別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場他の建設工事委託に関する協定の締結については、建設工事に伴う委託に関する基本協定を締結するに当たり、委託金額が5,000万円を超えるため議会の議決を求めるものであります。

報告第3号平成30年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号平成30年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、及び報告第5号平成30年度別海町水道事業会計繰越計算書については、いずれも令和元年度に繰り越した事業について繰越計算書を調製したため、議事に報告しようとするものであります。

以上で提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞ御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第7 議案第29号から日程第10 議案第32号までの4件、及び日程第12 議案第34号から日程第28 議案第50号までの17件、合わせて21件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　　異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第29号から日程第10 議案第32号までの4件、及び日程第12 議案第34号から日程第28 議案第50号までの17件、合わせて21件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第29号

○議長（西原 浩君）　　日程第7 議案第29号令和元年度別海町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君）　　はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） 議案第29号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度別海町一般会計補正予算（第1号）。

令和元年度別海町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億7,300万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

2款地方譲与税、4項で575万4,000円の増。

15款国庫支出金、1項と2項で8,386万7,000円の減。

16款道支出金、1項と2項で7,120万2,000円の増。

17款財産収入、2項で137万6,000円の増。

19款繰入金、1項で2,300万円の増。

21款諸収入、5項で283万5,000円の増。

22款町債、1項で4,730万円の減。

歳入合計で2,700万円の減額です。

3ページにお進みください。

「歳出」です。

2款総務費、1項と2項で1,454万1,000円の増。

3款民生費、1項と2項で244万2,000円の増。

4款衛生費、1項で407万円の増。

6款農林水産業費、1項及び3項と4項で9,696万円の増。

7款商工費、1項で434万5,000円の増。

8款土木費、2項と3項で1億5,011万5,000円の減。

9款消防費、1項で75万7,000円の増。

歳出合計で2,700万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ195億7,300万円とするものです。

4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」で2件の「変更」です。

1件目、「別海町酪農工場機器整備（200m1牛乳充填機）」につきまして、8年間のリース契約で導入の議決をいただいているところですが、当初予算編成後に市場のリース料率等が上昇傾向となりまして、債務負担行為限度額に不足が見込まれますことからその限度額を変更するもので、変更前の期間に変更はなく、限度額「8,617万4,000

円」を変更後において「9, 403万6, 000円」とするものです。

2件目、「釧路開発建設部根室農業事務所賃貸に係る債務負担」は、釧路開発建設部根室農業事務所につきまして、民間の事務所を町で借り上げ、転貸しているものですが、この10月からの消費税引き上げの予定に伴い賃貸料の引き上げが予定されておりますことから限度額を変更するもので、変更前の期間に変更はなく、限度額「9, 966万9, 000円」を変更後において「1億85万2, 000円」とするものです。

次に、「第3表 地方債補正」で4件の「変更」です。

1件目、「特定間伐等促進対策事業」は、民有林整備を行います、未来につなぐ森づくり推進事業費の増により限度額の増額。

2件目、「本別誘導線舗装補修事業」、及び3件目の「橋梁長寿命化補修事業」、そして4件目の「防雪対策事業」の3件につきましては、社会資本整備総合交付金の減額内示によりまして、事業費の変更に伴い限度額を減額するものです。

事業ごとの変更額につきましては説明を省略させていただきますが、起債の方法、利率、償還の方法につきましては全事業ともに変更はございません。

1番下段の合計になりますが、補正前の限度額「25億4, 820万円」から4, 730万円を減額し、補正後の限度額を「25億90万円」とするものです。

続きまして、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1の「総括」のほうは省略させていただきます、2の「歳入」から説明いたします。

7ページをお開きください。

2の「歳入」です。

目の欄の補正額で説明いたします。

2款地方譲与税、4項1目森林環境譲与税、575万4, 000円の増は、項の新設、目の新設となりまして、新たに創設されました森林環境譲与税を試算に基づき増額するものです。

15款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金、67万2, 000円の増は、所得の確定に伴いまして、保険基盤安定制度に係る国からの国民健康保険支援保険料の負担金を増額するものです。

2項1目総務費国庫補助金、1, 353万3, 000円の増は、プレミアム付商品券発行販売事業及びその事務経費に係る国からの補助金を増額するものです。

3目衛生費国庫補助金、149万7, 000円の増は、緊急風しん対策事業の抗体検査について感染症予防事業費等補助金として増額するものです。

5目土木費国庫補助金、9, 956万9, 000円の減は、国の内示通知によりまして社会資本整備総合交付金を減額するものです。

8ページをお開きください。

16款道支出金、1項1目民生費負担金、182万6, 000円の減は、所得の確定に伴い、保険基盤安定制度に係る北海道からの国民健康保険軽減保険料負担金及び支援保険料負担金の増減によるものです。

2項4目農林水産業費補助金、7, 397万8, 000円の増は、要望に伴います畜産クラスター事業補助金や、民有林の整備事業に係る未来につなぐ森づくり推進事業補助金、及び町有林整備に係る森林環境保全整備事業補助金を増額するものです。

7目消防費補助金、95万円の減は、災害用の備蓄資機材等整備における一部事業費の確定により、その充当財源でありました北方領土隣接地域振興等推進費補助金を減額する

ものです。

9ページにお進みください。

17款財産収入、2項1目不動産売払収入、137万6,000円の増は、町有林整備である森林環境保全事業費の増に伴い、発生する流木売払収入を増額するものです。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、2,300万円の増で、補正後の財政調整基金繰入予算額は10億7,300万円となります。

なお、財政調整基金の残高の状況ですけれども、平成30年度の決算をこのたび迎えて17億811万1,000円となっております。

これに本年度予定いたします定期積立、あるいは利息等の歳入予算額を加算した額から、今回補正後の繰入額となります10億7,300万円を差し引きいたしました予算上の財政調整基金残高は6億3,740万5,000円となります。

10ページをお開きください。

21款諸収入、5項1目雑入、283万5,000円の増は、北海道市町村振興協会からの設立40周年記念特別支援事業として災害用備蓄資機材購入に充てる助成金の増が主なものです。

22款町債、1項2目農林水産業債、90万円の増は、民有林整備事業であります未来につなぐ森づくり推進事業の財源として特定間伐等促進事業債を増額するものです。

4目土木債、4,820万円の減は、国の補助金減額内示通知により、社会資本整備道路交付金事業の見直しに伴い道路改良事業債を減額するものです。

以上が「歳入」となります。

次に、「歳出」で11ページをお開きください。

3の「歳出」です。

こちらも目の欄、補正額で御説明いたします。

2款総務費、1項6目企画費、1,452万7,000円の増は、地域おこし協力隊の募集に係る経費として地域おこし協力隊推進事業を増しますほか、説明欄12ページにわたりますけれども、地域の消費喚起または下支えのため、国の補助を受け低所得者及び子育て世帯を対象といたしましたプレミアム付商品券事業を増額するものです。

12ページをお開きください。

2項2目賦課徴収費、1万4,000円の増は、釧路・根室広域地方税滞納整理機構負担金の確定により増額するものです。

13ページにお進みください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、154万1,000円の減は、今回の国民健康保険特別会計の補正に伴い繰出金を減額するものです。

2目老人福祉費、337万4,000円の増は、ケアハウスみどり野及び西春別ケアセンターにおける設備機器類の不調などに伴い必要な経費を増額するほか、今回の介護保険特別会計の補正に伴いまして繰出金を増額するものです。

続きまして、2項児童福祉費、14ページをお開きいただきまして、1目児童福祉総務費、60万9,000円の増は、前年度の私立認定こども園に係ります施設型給付事業経費の北海道からの負担金収入について、事業完了に伴い精算返還金として増額するものです。

15ページにお進みください。

4款衛生費、1項2目予防費、377万4,000円の増は、風疹の抗体を持たない者

が一定数存在する世代の男性のうち、国の対策方針に合わせて本年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象にいたしまして、抗体検査及び予防接種を実施する緊急風しん対策事業を増額するものです。

7目母子センター費、29万6,000円の増は、町立別海病院で雇用するパート職員につきまして、母子センターが事務を兼務することに伴い病院に対する賃金負担金を増額するものです。

16ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項2目農業総務費、245万7,000円の増は、農業振興事業としての地域おこし協力隊推進事業を増額するものです。

3目農業振興費、5,583万3,000円の増は、道東あさひ畜産クラスター協議会からの要望による畜産クラスター事業を増額するものです。

17ページにお進みください。

3項2目林業振興費、1,028万9,000円の増は、森林環境譲与税の使途事業といたしまして、河畔林整備調査を行う河畔林整備事業と、民有林所有者に対し森林経営管理の意向調査を行う森林経営管理制度推進事業を増すほか、国が実施する民有林整備事業の増に伴いその上乘せ補助となります、未来につなぐ森づくり推進事業を増額するものです。

3目森林環境保全整備事業費、1,747万6,000円の増は、こちらは町有林整備事業に係るものですが、補助金の配分が大幅に増額となりましたことから森林環境保全整備事業を増額したいとするものです。

4項2目水産業振興費、1,090万5,000円の増は、近年のアキサケ不漁に伴います漁業振興対策として船外機やエンジンポンプの購入補助、または船の浄化施設の補修補助など、沿岸漁業振興対策事業の拡充を図るものです。

18ページをお開きください。

7款商工費、1項2目観光費、288万7,000円の増は、観光振興事業として地域おこし協力隊推進事業を増額するものです。

3目ふるさと交流館費、145万8,000円の増は、ふるさと交流館におきまして、昨年度発生した北海道胆振東部地震による全道一斉停電において、天災による指定管理者の営業損失に対し、基本協定に基づいたリスクの負担として指定管理費を増額したいとするものです。

19ページにお進みください。

8款土木費、2項2目道路維持費、3,255万円の減、及び3目道路新設改良費、1億1,486万5,000円の減は、社会資本整備に係る国の補助金内示額通知により防雪柵の設置を行う防雪対策事業と、道路や橋梁の改修を行います社会資本整備道路交付金の事業量調整に伴い減額とするものです。

3項1目下水道費、270万円の減は、今回の下水道事業特別会計の補正予算に伴い繰出金を減額するものです。

20ページをお開きください。

9款消防費、1項2目災害対策費、75万7,000円の増は、北海道市町村振興協会の支援事業の助成を受けまして災害用備蓄資材を追加整備することとするものです。

以上で議案第29号別海町一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第29号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それでは、地域おこし協力隊推進事業に関することなのですが、今回、企画費、農業総務費、それから観光費、3点にわたってそれぞれ補正が行われるということですが、1つお伺いしたいのは、こういうふうに横断的に協力隊員が活躍されるということで、それぞれの人数ですね。

企画費にかかわるところ、それから農業総務費にかかわるところ、観光費にかかわるところ、それぞれ何人の配置ということになるのかという点と、それから所管の部が分かれているということで、これを統括する部分というのがどこになるのか。

何人かおられるわけですから、全体的にお互い協力しながらやっておられるのだと思うのですが、それを統括する部署というのはどこになるのかというのが1点お伺いしたいところです。

それから、これに関して3点目の質問なのですが、前にも質問があったかなというふうに思うのですが、この事業はずっと継続して行われています。

これまでの実績といいますかね、やってきたこと、あるいは課題になっていることのとめが行われていると思うのですが、それが報告書なり、そういう形態で出ているかどうかという点をお伺いしたいと思います。

十分な検証が行われているかということでの質問であります。

それから、森林関係なのですが、ページ数で言うと18ページになりますけれども、河畔林整備事業で、これは主要河川流域の事前調査ということになっているのですが、事前調査の内容をお伺いしたいと思います。

それからもう1点、森林経営管理制度推進事業なのですが、これも業務委託料なのですが、これについては意向調査ということになっていますね。

森林経営管理法に基づく意向調査ということになっているのですが、少し内容を教えていただければというふうに思います。

それと最後なのですが、プレミアム付商品券事業についてです。

先ほど若干の説明がありましたが、もう少し詳しくお知らせいただければと思います。以上です。

○副町長（佐藤次春君） はい。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 中村議員のただいまの質問にお答えしたいと思いますけれども、まず地域おこし協力隊の関係ですけれども、御質問のとおり今回いろいろな部署での配置に予算化したいということでございます。

まず、配置の関係で言いますと、これまで総合政策課のほうに移住定住の関係で3年間1名を配属しておりました。

それについては継続して配属したいということで、当初から1名分の予算を計上しておりましたが、実は募集をした結果、応募があったのですけれども、採用決定までに今回至らなかったということです。

企画費のほうでは、もう一度募集をしたいということからですね、ここに募集の経費を

新たに補正させていただいたということでもあります。

それと農業振興費、それと観光費のほうですけれども、観光のほうには今現在2年目の地域おこし協力隊員が1名配属されております。

主にですね、観光の分野のほうの観光協会のお手伝いやらですね、イベント等、あるいは観光誘致に関することの業務を担っていただいておりますけど、1名ではですね、少し不足ではないかということから、今回あわせてですね、この機会に募集をしたいということで補正をさせていただいて、この分につきましては半年分の予算を要求しているということです。

それと農業振興費のほうの地域おこし協力隊員につきましては、農業振興に、ということなのですが、主に担い手対策についてですね。

町のほうでは担い手対策協議会を設置しまして、町と農協の研修牧場、あるいは別海高等学校、さらには普及センター等と主に連携しながら担い手の確保に当たっておりますけれども、近年、研修牧場の研修生を初め、非常にいろいろな分野ですね、ヘルパーもそうなのですが、なかなか担い手を確保できないということもありまして、地域おこし協力隊の方々の中でそういう業務についていただける、そういう希望の方もいるのではないかという思いからですね、担い手対策の事務を中心に募集をしたいということで今回予算を計上させて、このことにつきましても当初計画しておりませんでしたので、半年分の経費について予算を要求しているということです。

統括する部署は、ということですが、この地域おこし協力隊の制度といいますのは、ちょっとこの機会に説明させていただきたいと思うのですが、都市地域から過疎地域等に、ということで、うちの町は過疎の指定はないのですが、いわゆる条件不利な地域に住民票を移動していただいてその生活の拠点を移した、そういう方がですね、地方公共団体の協力隊員として町が委嘱をするという制度で、この隊員の方々に一定期間地域に居住していただいて、地域ブランドの推進や、地場製品の開発、販売やPR等に力を発揮していただくのが制度の狙いです。

外から来た方々の目ですね、そういうことに携わっていただくということが狙いでもあります。

住民生活の支援をするなど、まずそのようなことも含めてですね、地域活動を行いながら、その地域へ最終的には定住、定着を図るのが制度の狙いでもあります。

この制度につきましては、平成21年度からスタートしておりまして、別海町としては少し取り組みがおくれましたけれども、先ほど申し上げましたけれども、平成28年度当時は2名を採用したということですが、1名は途中で退職されているということ、1名の方が3年間勤め上げてですね、現在別海町にそのまま定住していただいているという状況であります。

先ほど申し上げましたけれど、30年度に新たに観光の分野に1名を採用して、いたしまして今回は、できれば10月以降の採用を目指してですね、3名採用したいということですが、なかなか地域おこし協力隊のこの制度を活用する市町村というのが大変ふえてきておりまして、今全国で1,000団体を超えているということです。

まず、隊員を確保することもだんだん大変困難な状況になってきているというのは事実であります。

事業の実績、課題、報告書等があるか、ということですが、今、制度の内容を簡単に申し上げましたけれども、そういう趣旨ですので、いろいろな形で都市から来ていただいた

人に外からの目ですね、別海町のPRやいろいろな活動に力を貸していただくということが基本ですので、特に何かそのことによって課題が生じているというようなことはないと思いますが、先ほども申し上げたとおりなかなか生活になじまないで途中で離職する方もいらっしゃるし、もう1名の方のようにですね、新たな職場を見つけて定住していただいている方もいるということでございます。

今後、もう少し観光のほうの取り組みとかにつきましては、実績を勘案しながらですね、検証していきたいというふうに考えております。

もう一つ、この制度を積極的に活用するように、というのは、総務省等からのお達しですね、この募集に係る経費については、例えば1団体200万円までは特別交付税で措置します、あるいは協力隊員1人当たり400万円を限度に特別交付税で措置します、というようないわゆる財政支援もあるものですから非常に活用する団体がふえてきているということです。

別海町でもですね、政策誘導ではありますけれども、随時そういうような制度を活用して優秀な人材を確保していきたいという思いで取り組んでおります。

大変長くなりましたけれども以上です。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（三戸俊人君） それでは、中村議員から御質問のありましたプレミアム付商品券について概要のほうを私のほうから説明させていただきます。

国のほうで予定されている消費税、地方消費税の10%への引き上げが、所得の少ない方、住民税非課税の方、また、小さな乳幼児のいる子育て世帯の方の消費に与える影響を緩和することを目的としてプレミアム付商品券の販売を予定しております。

また、プレミアム付商品券の発行、販売等を行う市区町村に対しては、国から全額財政支援が行われる予定となっております。

このプレミアム付商品券、例を出して御説明しますと、例えば2万円で2万5,000円のプレミアム付商品券を購入することができる。

この例で言いますと、5,000円がいわゆるプレミア部分というふうになるわけでございます。

また、購入の対象者といたしましては、扶養外住民税非課税者、簡単に言いますと住民税の非課税者で、そのかわりですね、住民税の課税者と生計同一の配偶者は除かれる、また、扶養親族の方も除かれる、生活保護の方も除かれるような形になっております。

もう一つの対象者が、2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子様が属する世帯主の方も対象となります。

0歳と2歳のお子さんがおられる世帯主の方は、2人分というか、そういう形で購入が可能となります。

今のところですね、予定している別海町での対象者の予算の基礎となる数なのですが、非課税者で1,200人、それとお子様のほうでは400人を見込んでおります。

またですね、今後の作業といたしましては、7月には非課税者への個別広報等周知文書を送付してお知らせし、また、同じく7月には、町内でこのプレミアム付商品券を使える業者の選定、8月には詳細について広報等で周知を予定しております。

8月から非課税者の方の引換券の申請受付を開始し、9月には、対象となった非課税者の方に引換券の送付、それとあわせまして、お子様がいる方については無条件で対象になることから、お子様のいる世帯には引換券の送付を予定しております。

実際のところ商品券の販売期間としては9月から今のところ予定しており、商品券の使用期間としては10月からの開始を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） 私のほうから河畔林整備事業と森林経営管理制度推進事業について内容説明させていただきます。

まず、河畔林整備事業につきましては、森林の多目的機能を十分に発揮させることにより、基幹産業である酪農業と水産業をつなぐ河川環境を向上させ良好に保持する役割を果たす河畔林の整備を推進していく必要があります。

そのため本事業は、町内主要河川の流域において植林可能な土地の調査を行い、今後の植林計画の基礎資料を作成するものであります。

調査内容ですが、土地の所有者及び河川敷地隣接者名の特定、地番及び面積の特定、及び平面図の作成、植栽に適した樹種の選定、当該土地の現況写真撮影、全体位置図の作成を計画しております。

次に、森林経営管理制度推進事業につきましては、ことし4月に森林経営管理法が施行されまして、森林所有者に適切な森林経営管理を行う責務が明確となったため、森林所有者みずからが適切に森林経営管理をできない場合は、市町村が森林の管理の委託を受けることとなりました。

そこで、経営管理が実施されていない森林の所有者に対し経営管理の意向調査の実施が義務づけられたことから、今後最長20年の間に全対象者に対して調査を行うこととしたものです。

調査の内容としましては、先ほど言いました所有する森林の経営管理の意向、自力で行うのか、町に委託する形をとるのか、そういうことを面談、書面等により調査することとなっております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 答弁終わりました。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 協力隊の件ですけれども、いろいろ説明をいただきましてありがとうございます。

ちょっと確認したいんですがね、企画費関係では移住定住事業ということで、引き続きこの事業をやっていくということで、現在いないけど1名募集したいということなのか。

将来的にというか、町の意向としては、ここに1名配置したいということなのかなというふうに。

ちょっと確認したいのですね。

それから、農業総務費の関係では、新たに1名配置したいということであると聞きましたけれど。

それから、観光費については1名いるけれど、もう1名増員したいということで、合計でいうと配置は4名ということになるのか。

5名というふうに聞いたときもあるので、そこら辺ちょっと確認をしたいと思います。

それから、補正後の予算がですね、この協力隊員経費関係でいうと、企画費、農業総務費、観光費全部合わせて1,500万円ぐらいになるのではないかというふうに思うので

すね。

このうち、先ほど副町長から1人について400万円の特別交付税というお話もありましたけれど、私の計算でいうところの1,500万円の中で、特別交付税が充てられる金額というのがもしわかれば教えていただきたいというのが2つ目です。

最後にですね、検証ということについてですが、報告書その他出ていないというようなお話でしたけれど、それから、きちっと統括する必要があるということも含めてですね、検証ときちっと統括するという点でのお考えについてもう一度お聞きしたいなというふうに思っているのですが。

○議長（西原 浩君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） 中村議員の質問にもう一度お答えいたします。

まず、地域おこし協力隊の任用の人数の関係ですけれども、もう一度申し上げますと、総合政策課には平成30年度まで1名おりました。

引き続き31年度も任用したいということでしたけれども、採用がうまくできなかったのが、今回改めて募集の経費について補正を組ませていただいたということです。

ただ、本来でありますとかかわる経費で1年分を当初見ておりましたから、採用時期によっては当初にとった予算が若干余るという条件にはなると思いますが、今回は募集経費の補正をさせていただいたということでございます。

それで、商工観光課につきましては、今1名というところにもう1名ふやしたいということでもあります。

それと、農政課については、新たに1名配置したいということでもあります。

したがいまして、もし、希望する3名分を採用できた場合にはですね、今商工観光課の1名と合わせて4名を配置したいということで、特別交付税の措置の関係ですけれども、先ほど申し上げましたように、募集の経費については1市町村当たり200万円を限度に特別交付税で措置されるということでもありますし、4名、1人400万円を限度にかかった経費については特別交付税で見られるということですので、最大限で言いますと1人400万円の4人分ということになります。途中採用とかありますので、どのぐらい交付税で措置されるかというのはですね、ちょっとまだわかりませんが、大ざっぱに言いますと、1人分は通年分ですのでほぼ見られると、半年分の方については半分ずつ見られるというふうに理解をしていただければというふうに思います。

あと、統括の部署、あるいは総括、検証が必要でないかということでもありますけれども、統括の部署といたしましては、今申し上げましたとおりそれぞれの課にですね、目的を持って配置をします。その課長のもとでですね、町の業務の一部を担っていただくということになりますから、それぞれの担当課長のところでしっかりと仕切っていただくということを基本にしますけれども、地域おこし協力隊全体の話で言いますと、いろいろな地域の地域おこし協力隊員との交流活動ですとか、いろいろな研修会もあります。

したがいまして、そういうことについては町全体でですね、ある程度、一定程度のバランスを考えた対応も必要だと思いますので、そういうことについての窓口は、総合政策課

がですね、今回の募集活動についても窓口になるということです。

総務省からできたこういう制度ということもありますので、そのような考え方をしたいと思えますけれども、いずれにしても地域おこし協力隊員の採用については現在の町の嘱託職員の位置づけですので、採用に当たりましては町長がもちろん判断すると。

面接、採用決定につきましては、私も携わりますので、そういう意味で言いますと、統括というのは理事者も含めてしっかりやっていきたいというふうに思います。

それと、総括は、ということですが、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、総合政策課に3年間任期まで務めていただいた隊員の移住定住のことにつきましてはですね、これまでもこういう業務に携わっていると、こういうことをやっているということは、議会でも機会があるときに説明していると思えますが、報告書というような形ではつくっておりません。

先ほども申し上げましたけれども、商工観光分野の部分も含めてですね、今後そういう検証をしながら地域おこし協力隊というのが本当の意味で力になったかどうかですね、やはり検証する必要もあると思えますので、今後その手法、時期については検討してまいりたいというふうに思いますので、御理解をお願いします。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） 大変申しわけございません。

先ほどの中村議員さんからの質問にありましたプレミアム付商品券の関係でございますけれども、福祉課においてですね、申請受付までの事務を遂行することから、先ほど総合政策課長から申しました申請時期等について訂正させていただきたいと思えます。

先ほど、非課税者への個別勸奨の開始時期をですね、7月と申しましたが、8月からということで訂正させていただきます。

それから引換券申請受付事務になりますが、そちらを8月からと申しましたが、9月から訂正させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（西原 浩君） 答弁終わりました。

よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） それでは、そのほかに質疑のある方。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） はい。

先ほど中村議員から質問があった地域おこし協力隊について、自分の観点から質問させていただきたいと思うのですが、補正にかかわる内容についてはいろいろ説明があつてある程度理解もできたのですが、その説明の中で副町長は、当初平成21年から始まったこの事業を別海町も活用するというので、あとは全国各地区でこういう取り組みをしているので、なかなか採用や募集が課題であるという話をされました。

そういう意味においては、先ほど、これから課題を精査しながら、という説明もありましたけれども、今までやってきた中で十分課題も見えてきている部分もあるのかなというふうに自分は理解しているのですね。

そういう中で、さらに1名ずつを増員しながら配置していくという部分でいくと、やは

り受け入れたときのやっぱり町としての体制というのが、この別海町の協力隊として、という考え方をもう少し突っ込んだ中でやっていくという姿勢も必要かなというふうに思います。

細かい説明もわかったし、十分に効果が上がっているという認識も持っているのですが、さらにやはりその辺のところ、来た人を頼りにその人に求める、ということではなくて、町がこういうことで、それにフォローで、という考え方にもう少しもっていった中で、この事業を展開していくべきかなというふうに話を聞いていて思いましたので、その辺のところの町の考え方をちょっとお聞きしたいと思いますが。

○副町長（佐藤次春君） はい。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） お答えいたします。

今西議員おっしゃるとおりですね、最近、この地域おこし協力隊、非常に各地方公共団体から評判がよくてですね、確保が厳しくなってきたというのが1つ事実としてあります。

それは、今議員言われたようにですね、地域おこし協力隊に手を挙げて働きたいという方の中にですね、やはりすごくこだわりを持って自分はこの分野のことをやりたい、あるいはこういうことをやって手伝いたいという思いが強い方がいらっしゃるということです。

ですから、今西議員言われたように、こちら側もですね、やっぱり臨時職員のかわりみたいな感覚で、どこかから来てもらえれば交付税の措置もあるからよいわ、というようなですね、ちょっといいかげんな考えで募集したり、採用するというのはなかなか難しくなってきた危険だなというふうに思います。

ですから、今西議員言われたとおりですね、何をしっかり地域おこし協力隊員にやってほしいのか、何を期待するのかということですね、今回はしっかりと3部署で議論をして、各部署で具体的にこういうことを担ってほしいということまでですね、はっきりした中で募集をしていきたいと思っています。

私も面接とかを担当していますと、逆にですね、何を求めますかと。

面接に来られる方も、例えば全体で言いますと、大体地域おこし協力隊の4割は女性とされています。

それから7割程度が20代、30代、たまたま50代の方も1人ですね、私はぜひこういうことをやりたい、という強い思いの方もいれば、私に何ができるでしょうか、何を期待するでしょうか、というような方もいるので、それは、今西議員言われるとおり採用する側がしっかりと考えて募集し、また、任用後のですね、しっかりと働いてもらうための取り組みをしていく必要があるというふうに思っておりますので、その辺を十分注意して取り組んでいきたいというふうに思います。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 十分に姿勢が伝わりました。

要するに、協力隊に選ばれる自治体であってほしいなということを十分望んでいますし、そういう意味で今後の増員も含めた取り組みに期待したいと思います。

以上です。

○議長（西原 浩君） そのほか。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） はい。

歳出の17ページの目2の水産業振興費でございますが、沿岸漁業振興対策事業で、ラップ式浄化施設補修等補助となっているのですが、これは恐らく単協の船揚げ施設だと思っておりますが、これについてのちょっと詳しい説明をしていただければと思うのですが。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

ただいま、松原議員から質問のありましたラップ式浄化施設の事業につきまして説明をさせていただきます。

今年度、野付漁協では、道の高潮対策事業（水産流通基盤整備事業）によりまして尾岱沼漁港の浄化施設を移設することとなりましたが、施設が老朽化していることから、移設して今後使用することが難しく、施設を更新することといたしました。

しかし、施設の更新につきましては、補助外であり高額であることから補助の要請があったため、近年のアキサケ漁獲量の低迷による厳しい経営状況を鑑み支援を決め、補助をすることといたしました。

上架台車等の機器の購入に係る費用を補助対象としています。

以上です。

○12番（松原政勝君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 今まで使っておられたその施設の一部を取りかえるという、補修をするという、そういう補助ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） お答えします。

今回移設する施設の一部につきまして、その上架台車等の機器の部分だけを補助する形になります。

以上です。

○12番（松原政勝君） はい、わかりました。

議長、もう1点よろしいですか。

○議長（西原 浩君） はい。

○12番（松原政勝君） 18ページの目3のふるさと交流館費なのですが、これ先ほどの説明では、営業損失ということでした。

恐らく去年のブラックアウトの停電のときに来られなかった客に関する損失だと思うのですが、町でこういう営業損失の負担をするものなのですか。

ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

ふるさと交流館の指定管理の内容を定めました基本協定書第25条に「不可抗力によって発生した費用の負担」、こちらを定めておりますので、その規定に基づき、議員おっしゃられた去年の9月6日に発生しました北海道胆振東部地震を原因とする損失を補償したものです。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 規定にそうなっていれば払わなければならないのだろうと思うのですけれども、これからは大きなブラックアウトみたいな停電はないのだと思うのですけれども、今後、町として、ふるさと交流館の施設について何か対策みたいなことを考えているのでしょうか、それとも計画しているのでしょうか、そこら辺伺います。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

交流館につきましては、あともう2年間指定管理期間が残っておりますので、今年度です、十分検討いたしまして、今後のあり方等も含めて検討していく予定ではございますが、今現在説明がありました補償につきましては契約期間中でございますので、このような事態があった場合は、内容によってはですね、また補償することがあるかと考えております。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

なければ質疑を終わります。

◎日程第8 議案第30号

○議長（西原 浩君） 日程第8 議案第30号令和元年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） 議案第30号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。令和元年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,280万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款国民健康保険税、1項で3,226万円の増。

3款財産収入、1項で18万6,000円の減。

4款繰入金、1項と2項で3,227万4,000円の減。

歳入合計で20万円の減額です。

次に、「歳出」です。

1 款総務費、2 項で1 万4, 0 0 0 円の減。

5 款基金積立金、1 項で1 8 万6, 0 0 0 円の減。

歳出合計で2 0 万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2 6 億4, 2 8 0 万円とするものです。

次の「事項別明細書」ですが、1 の「総括」は省略させていただき、2 の「歳入」から御説明いたします。

5 ページをお開きください。

「2. 歳入」です。

目の欄、補正額で説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項1 目一般被保険者国民健康保険税、3, 2 2 6 万円の増は、平成3 0 年分の所得確定、及び本定例会に提案しております国民健康保険税条例の一部改正案に基づき算出した結果、増額するものです。

なお、算定に当たっては、年度内の被保険者数の減少を見込んだほか、収納率については9 7 %で算出をしております。

3 款財産収入、1 項1 目利子及び配当金、1 8 万6, 0 0 0 円の減は、国保財政調整基金の利子収入について利率の変更等に伴い減額をするものです。

6 ページをお開きください。

4 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金、1 5 4 万1, 0 0 0 円の減は、国民健康保険税の再算定に伴う保険基盤安定繰入金の減額です。

2 項1 目財政調整基金繰入金、3, 0 7 3 万3, 0 0 0 円の減。

財政調整基金繰入金は、国保会計における歳入不足を国保財政調整基金から繰り入れる分ですが、国民健康保険税の増額等により不足見込み額が減少することから繰入金を減額するものです。

以上で「歳入」を終わります。

7 ページをお開きください。

「3. 歳出」です。

同じく目の欄、補正額で説明いたします。

1 款総務費、2 項1 目賦課徴収費、1 万4, 0 0 0 円の減は、釧路・根室広域地方税滞納整理機構負担金の確定によるものです。

5 款基金積立金、1 項1 目基金積立金、1 8 万6, 0 0 0 円の減は、国保財政調整基金から発生する利子を基金に積み立てするもので、利率の変更等により減額するものです。

なお、国保財政調整基金の状況ですが、平成3 0 年度末の残高は約3 億1, 7 1 0 万円となっており、本補正における基金繰り入れ、及び実施の見込みの変更により補正後の予算上の残高は約3 億4 2 0 万円となります。

以上で議案第3 0 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第3 0 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第9 議案第3 1 号

○議長（西原 浩君） 日程第9 議案第31号令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） 議案第31号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,740万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,020万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の変更及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

3款国庫支出金、1項で4,800万円の減。

4款繰入金、1項で270万円の減。

7款町債、1項で3,670万円の減。

歳入合計で8,740万円の減額です。

次に、「歳出」です。

2款下水道施設費、1項で8,740万円の減。

歳出合計で8,740万円を減額し、補正後の歳入歳出予算額の総額をそれぞれ7億5,020万円とするものです。

次に、3ページ、「第2表 債務負担行為補正」で「変更」と「廃止」です。

まず、「変更」です。

「別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場他の建設工事委託に関する協定」に基づく別海終末処理場機械電気設備工事」で、本工事につきましては2カ年で実施するもので、本年度、国からの内示額通知により本事業に係る社会資本整備総合交付金が大幅に減額となったことから、実施内容の見直しにより本年度の事業費を軽減することに伴い、令和2年度の事業についてもあわせて減となるため限度額を変更するものです。

期間に変更はなく、変更前の限度額「8億520万円」を変更後において「2億2,710万円」とするものです。

次に、「廃止」です。

「別海町特定環境保全公共下水道走古丹終末処理場の建設工事委託に関する協定」に基づく走古丹終末処理場機械電気設備工事」で、こちらも2カ年工事での実施を予定しておりましたが、国の内示額通知による交付金の減に伴い工事の実施を延期することによる

廃止です。

次に、4ページをお開きください。

「第3表 地方債補正」の「変更」です。

起債の目的、「特定環境保全公共下水道事業」。

限度額「1億530万円」を3,670万円減額し、「6,860万円」とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計では、補正前の限度額「1億6,530万円」から3,670万円を減額し、補正後の限度額を「1億2,860万円」とするものです。

次に、「歳入歳出補正予算事項別明細書」ですが、1の「総括」は省略し、2の「歳入」から御説明いたします。

7ページをお開きください。

「2. 歳入」です。

目の欄、補正額で御説明いたします。

3款国庫支出金、1項1目下水道施設費補助金、4,800万円の減は、国の内示額通知による特定環境保全公共下水道事業に係る社会資本整備総合交付金の減です。

4款繰入金、1項1目繰入金、270万円の減は、歳出予算の増額に伴う一般会計からの繰入金の増です。

7款町債、1項1目下水道施設債、3,670万円の減は、特定環境保全公共下水道事業の減額によるものです。

以上で「歳入」を終わります。

9ページをお開きください。

「3. 歳出」です。

目の欄、補正額で御説明いたします。

2款下水道施設費、1項3目施設整備費、8,740万円の減は、特定環境保全公共下水道事業に係る社会資本整備総合交付金が減額になったことによる事業費の減、及び平成30年度社会資本整備交付金事業で実施の別海終末処理場改築更新工事において、発生材売り払いによる収入があったため交付金の返還が生じることから返還金相当額を補正予算として計上することによるものです。

以上で議案第31号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第31号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第32号

○議長（西原 浩君） 日程第10 議案第32号令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） 議案第32号の内容説明をいたします。

別冊の令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算書、1ページをお開きください。

令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,710万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

まず、「歳入」です。

補正額の欄で説明します。

3款国庫支出金、2項で39万2,000円の増。

7款繰入金、1項と2項で240万8,000円の増。

歳入合計で280万円を増額し、補正後の予算総額を11億6,710万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

「歳出」です。

1款総務費、1項で78万4,000円の増。

5款諸支出金、1項で201万6,000円の増。

歳出合計で280万円を増額し、補正後の予算総額を11億6,710万円とするものです。

次に、「歳入歳出予算補正事項別明細書」に移ります。

1の「総括」については説明を省略させていただき、7ページ、2の「歳入」から説明します。

款項の金額については省略し、目の金額で説明します。

3款国庫支出金、2項4目介護保険事業負担金、39万2,000円の増は、本目は新設で、介護保険システム改修に伴う補助金の増によるものです。

7款繰入金、1項1目一般会計繰入金、39万2,000円の増は、介護保険システム改修に伴う町負担金の増によるものです。

2項1目介護給付費準備基金繰入金、201万6,000円の増は、平成30年度道負担金交付金の精算に伴い、歳入の不足分を基金から繰り入れし歳入歳出予算の総額を調整するものです。

続いて、9ページをお開きください。

「3. 歳出」です。

1款総務費、1項1目一般管理費、78万4,000円の増は、介護保険システムの改

修に伴う北海道自治体情報システム協議会への負担金の増によるものです。

5款諸支出金、1項2目償還金、201万6,000円の増は、平成30年度介護給付費、及び地域支援事業交付金の精算に伴う国と支払基金への返還金です。

以上、議案第32号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 歳入にも関係するのですが、歳出の9ページで、北海道自治体情報システム協議会の負担金、78万円増ということですが、この理由についてはシステム改修が行われるということに伴う負担金の増ということだという説明ですけれども、このシステム改修の内容とですね、内容を聞けばその必要性もおのずとわかるかなというふうに思うのですが、改修の内容とその必要性についてお伺いします。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

ただいまの中村議員の御質問にお答えいたします。

このシステムの改修につきましては、消費税引き上げに対応をするためのシステムの改修となっております。

以上です。

○議長（西原 浩君） よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第11 議案第33号

○議長（西原 浩君） 日程第11 議案第33号別海町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議案第33号別海町森林環境譲与税基金条例の制定について内容を説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

初めに、本議案の提案に至る経緯について御説明いたします。

森林には、地球温暖化防止効果や災害防止、国土保全、水源の涵養等の公益的機能の維持、増進が必要とされているところでございます。

このような状況のもと、森林整備等の地方財源の安定的な確保と、所有者が森林管理を行うことが困難な森林等について市町村がみずから管理を行う新たな森林管理制度が創設されたことを踏まえ、我が国の森林を支える仕組みとして、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、本年4月から施行されたところでございます。

町に譲与される森林環境譲与税については、使途を明確に定め、譲与された全額を毎年度計画的に執行する必要がありますが、執行残の発生した場合や、年度における事業に要する費用に充てるために留保したい場合には、基金の設置が必要となることから本条例を制定するものでございます。

それでは、議案書を朗読して内容説明にかえさせていただきます。

別海町森林環境譲与税基金条例。

第1条、「設置」。

別海町における森林整備や人材育成、担い手の確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発や木材利用の促進等に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、別海町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条、「積立て」。

基金に積み立てる額は、国から別海町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき予算において定める額とする。

第3条、「管理」。

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第4条、「益金の処理」。

基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条、「繰替運用等」。

町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第6条、「処分」。

基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てるために処分することができる。

第2項、前項の規定により基金を処分する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

第7条、「委任」。

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で議案第33号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第33号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第33号別海町森林環境譲与税基金条例の制定の件は、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第12 議案第34号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第34号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

それでは、議案第34号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案は7ページ、議案資料は1ページになります。

本条例改正は、本年1月1日から新たな資格職として臨床工学技士1名を町立別海病院で採用しております。

臨床工学技士の業務としては、手術時における医療機器の操作や、事前の管理、機器の保守点検業務など、医療に対する安全性確保と有効性維持に努めた医療機器の専門職であり、その業務内容が特殊であることを鑑み、本特殊勤務手当の種類に臨床工学技士を加えるものであります。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料で説明いたします。

議案資料の1ページになります。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

左側改正後で第2条第4号中、「臨床検査技師」の次に「臨床工学技士」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。

以上で議案第34号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第34号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第13 議案第35号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第35号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（宮本栄一君） はい。

それでは、議案第35号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

本案は、去る平成31年3月29日に公布されました地方税法の一部を改正する法律に基づく改正であります。

平成31年度の税制改正では、社会経済情勢等を踏まえ、経済の好循環をより確かなものとし地方創生を推進する等の観点から、本年10月からの消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化等に向けた住宅及び車体課税に対する税制上の支援策を講じるとともに、地方公共団体に対する寄附に係る個人住民税の寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税制度における指定制度の導入等の措置が講じられたところで、これらに基づきそれぞれ関連する項目について条項の改正及び条文の整理をするものです。

議案書では、8ページから22ページまでとなります。

改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料2ページをお開き願います。

2ページから43ページまでが本改正案の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

次に、44ページをお開き願います。

改正内容について、別海町町税条例等の一部を改正する条例制定説明資料により御説明いたします。

今回の改正につきましては、5条立てとして、第1条から第3条におきましては改正の基本となります別海町町税条例（昭和31年条例第1号）に係る条項等の改正を規定し、第4条におきましては、別海町町税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第32号）により規定した軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての規定の整備。

第5条におきましては、別海町町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第19号）により規定した大法人の電子情報処理組織による申告書の提出義務の創設に対する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置等について規定するものです。

資料は、左から順に番号、改正項目、改正条項、改正内容、適用年月日、適用法令の区分となっております。

それでは、主な改正内容に沿って御説明いたします。

1番目は、寄附金税額控除の改正です。

特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするもので、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化につなげるため、過度な返戻品を送付し制度の趣旨をゆがめているような団体に対して、ふるさと納税の特例控除の対象外にすることができるよう制度の見直しを規定するものです。

なお、本改正規定は、令和元年6月1日から適用するものです。

2番目は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の改正です。

住宅借入金等特別税額控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充について、1の消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を3年間延長するものです。

2の11年目以降の3年間につきましては、消費税率の現行から2%引き上げ分の負担に着目し、各年において最高13万6,500円を限度に、①の建物購入価格の3分の2%と、②の住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない金額を税額控除するものです。

45ページをお開き願います。

次に、住宅借入金等特別控除に係る申告要件の廃止で、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除の適用について納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることから、第2項の規定を削除するものです。

なお、本改正規定は、平成31年4月1日から適用するものです。

3番目と4番目は、前段の1番で説明いたしました寄附金税額控除制度の見直しに伴う適用条文等の整理です。

なお、本改正規定は、令和元年6月1日から適用するものです。

5番目は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について規定する附則第10条の2の改正です。

法附則第15条において、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく車両に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の規定の追加に伴う適用条文の整理です。

6番目は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する附則第10条の3第6項から第8項、第10項、第11項の改正となります。

固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲について規定する政令附則の改正に伴う適用条文の整理です。

なお、5番目と6番目の改正規定は、いずれも平成31年4月1日から適用するものです。

45ページから46ページにわたりまして、7番目は、軽自動車税の税率の特例について規定する条例附則第16条の改正です。

軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、環境性能割の導入を契機に自家用乗用車に係るグリーン化特例の適用対象を見直し、最終的には令和3年4月1日から電気自動車等に限定するものです。

まず、第1条改正では、現行制度に基づく初回車両番号指定を受けてから14年を経過した車両に適用される重課につきましても、令和元年度に限ったものとするため第1項の規定を改正し、燃費基準等で適用する平成29年度分の軽課措置であります第2項から第4項までの規定を削除するものです。

これに伴い8番目の軽自動車税の賦課徴収の特例に規定する条例附則第16条の2において、適用条文の整理をするものです。

なお、本改正規定は、いずれも平成31年4月1日から適用するものです。

第2条改正では、第1項として、消費税率の引き上げに伴う種別割の導入に係る重課規定の整備のほか、令和2年度分及び令和3年度分に係る軽課規定を第2項から第4項として加えるものです。

これに伴い8番目の軽自動車税の賦課徴収の特例について規定する条例附則第16条の2を一旦削除し、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例として新たに規定をするものです。

なお、本改正規定は、いずれも令和元年10月1日から施行するものです。

次に、第3条改正では、令和4年度分及び令和5年度分の軽課の対象を電気自動車等に限った上で、第5項として規定を加えるものです。

これに伴い8番目の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例規定である条例附則第16条の2において、適用条文の整理をするものです。

なお、本改正規定は、いずれも令和3年4月1日から施行するものです。

次に、2の条例第2条に係る改正内容です。

1番目の町民税の申告について規定する条例第36条の2、2番目の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について規定する条例第36条の3の2第1項、及び3番目の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について規定する条例第36条の3の3の改正につきましても、子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135

万円以下であるひとり親、いわゆる単身児童扶養者に対し個人住民税を非課税とする措置が講じられることに伴い、条例第36条の2第6項として町民税申告書記載事項の簡素化について規定を加え、条例第36条の3の2第1項第3号、及び条例第36条の3の3第1項第3号として給与・年金扶養親族申告書記載事項に、単身児童扶養者に該当する場合の記載についての規定を加えるものです。

これに伴い4番目の町民税に係る不申告に関する過料について規定する条例第36条の4第1項において、適用条文の整理をするものです。

なお、本改正規定は、いずれも令和2年1月1日から施行するものです。

47ページをお開き願います。

次に、5番目は、軽自動車税の環境性能割の非課税について規定する条例附則第15条の2を新たに加える改正です。

消費税率の引き上げに伴う需要変動の平準化等に向けた車体課税に対する税制上の支援策として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車に係る環境性能割について、臨時的に税率を1%軽減する特例措置を講じるもので、現行1%適用車を非課税とするものです。

なお、本改正規定は、令和元年10月1日から施行するものです。

6番目は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について規定する条例附則第15条の2の2の改正です。

前段の附則第15条の2の新設に伴う条ずれのほか、環境性能割を適用するに当たっての判断基準、及び偽りその他不正の手段等による申告により不足額が生じた場合の対応等について新たに第2項から第4項の規定を加えるものです。

なお、本改正規定は、令和元年10月1日から施行するものです。

次に、7番目と8番目は、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例を規定する附則第15条の3と、軽自動車税の環境性能割の減免の特例を規定する附則15条の3の2の適用条文の整理を行うものです。

令和元年10月1日以降、軽自動車税環境性能割（旧自動車取得税）の創設により、賦課徴収については北海道が行うこととされ、非課税及び減免について北海道の規定と同様の取り扱いが必要なことから条文の整理を行うものです。

なお、この改正規定は、令和元年10月1日から施行するものです。

9番目は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定する条例附則第15条の6の改正です。

前段の5番の改正と同様に、消費税率の引き上げに伴う需要変動の平準化等に向けた車体課税に対する税制上の支援策として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車税に係る環境性能割について、臨時的に税率を1%軽減する特例措置を講じるもので、現行2%適用車を1%とする規定を第3項として新たに加えるものです。

なお、本改正規定は、令和元年10月1日から施行するものです。

次に、3の条例第3条に係る改正の内容です。

1番目の個人の町民税の非課税の範囲について規定する条例第24条第1項の改正です。

単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加で、子供の貧困に対応するため単身児童扶養者に対し個人住民税を非課税とする措置を講ずるもので、第2号に単身児童扶養者を加

えるものです。

なお、本改正規定は、令和3年1月1日から施行するものです。

48ページをお開き願います。

次に、4の条例第4条に係る改正内容です。

1番目の軽自動車税の税率の特例について規定する条例附則第15条の5の改正です。

平成28年度税制改正において新設されました、軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての規定の整備で、平成31年4月1日から適用するものです。

次に、5の条例第5条に係る改正内容です。

1番目は、平成30年改正条例第1条で規定した、法人の町民税の申告納付に係る条例第49条の改正です。

平成30年度税制改正による大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化、及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難である場合において、納税申告書等の電子的方法による提出の義務づけ規定を適用しないこととする措置（いわゆる宥恕措置）について、新たに第13項から第16項として規定を加えるものです。

また、第17項として前段の宥恕措置に係る適用除外規定を整備するものです。

なお、本改正規定は、平成31年4月1日から適用するものです。

次の2番目、3番目は、平成30年改正条例附則第1条及び第2条の改正で、前段の1番の改正に伴う条文の整備です。

なお、本改正規定は、いずれも平成31年4月1日から適用するものです。

以上で議案第35号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第35号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第36号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第36号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（宮本栄一君） はい。

それでは、議案第36号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税におきましても政令に準じた条例改正を行うもので、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性確保のため、低所得者層の保険税負担の軽減及び限度額の見直しを行うものです。

議案書では23ページと24ページになりますが、改正条文の朗読は省略させていただきます、お手元に配付しております議案資料により御説明をいたします。

議案資料の49ページをお開き願います。

49ページと50ページが本改正案の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

それでは、51ページをお開き願います。

改正要旨を別海町国民健康保険税の一部を改正する条例制定説明資料により説明申し上げます。

資料は、左から順に区分、改正項目、改正条項、改正内容となっております。

区分1、改正項目、国保税の課税限度額についての改正ですが、改正条項は、条例第2条第2項、並びに第21条第1項となります。

改正内容について、国民健康保険税は、国民健康保険本体の医療給付費等に充てる基礎課税分と、後期高齢者の支援金を納付するために充てる分、そして、介護保険制度に基づく介護納付金を納付するために充てる分の3区分での課税となっており、現行は、基礎課税分からそれぞれ58万円、19万円、16万円と課税限度額が設定されております。

これを地方税法施行令の改正にあわせて、基礎課税分からそれぞれ61万円、19万円、16万円とし、合わせて3万円を引き上げ、課税限度額の合計を現行の93万円から96万円に引き上げるものです。

次に、区分2の国保税の軽減措置についての改正ですが、改正条項は、条例第21条第1項第2号及び同項第3号となります。

改正内容について、国民健康保険税の軽減区分は、国保加入者数をもとに計算される均等割額と1世帯当たりの平等割を、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の割合で軽減する仕組みです。

このうち、7割の世帯軽減につきましては改正はありませんが、5割軽減では、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を現行の27万5,000円から28万円に引き上げ、2割軽減では、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乘すべき金額を現行の50万円から51万円に引き上げるものです。

このことから世帯の前年中の所得の合計額が資料に記載の算定式により計算された軽減基準額以下であれば、均等割及び平等割がそれぞれの割合で軽減されるものです。

続いて、本資料の50ページをお開き願います。

新旧対照表の左側の改正後をごらん願います。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。

また、適用区分につきましては、この条例による改正後の規定は、令和元年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上で議案第36号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第36号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第37号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第37号別海町災害弔慰金の支給等に関する条

例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

それでは、私から議案第37号別海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案の25ページをお開きください。

別海町災害弔慰金の支給等に関する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に基づきまして、災害弔慰金の支給や災害障害見舞金の支給、並びに災害援護資金の貸し付けに必要な事項を定めており、災害援護資金の貸し付けは、東日本大震災などのような災害救助法が適用される災害が発生した場合の被災世帯に対し、生活の再建に必要な資金の貸し付けを行うことを規定しています。

本条例の一部改正は、法律及び施行令の一部改正に伴い、災害援護資金貸し付けの利率の引き下げ、償還方法、及び保証人の有無等について、市町村の判断において条例で定めることとされたことから、本町における貸付利率等を定めるとともに字句の整理を行うため改正するものです。

改正内容は、議案資料により御説明いたします。

議案資料の52ページ、新旧対照表をお開き願います。

右側が現行条例、左側が改正後の条例で、下線部分が改正箇所となります。

表の下段、第14条第1項は、施行令の改正により、災害援護資金の貸し付けに伴う保証人設定を必須条件とする規定が削除されたことを受けまして、保証人を立てることが困難な被災者の実情を考慮し、「保証人を立てることができる」に改めるものです。

同条第2項は、現行の貸付利率の「3%」を「保証人を立てた場合には無利子、保証人を立てない場合には1%」に改めるものです。

なお、この利率1%の設定につきましては、改正前の3%は、国において昭和48年の法律の施行時に公的福祉貸付制度の中で最低の利率であった現在の生活福祉資金貸付の利率を参考とし設定したもので、その後、東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置では、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てない場合には、当時の公的貸付制度である生活福祉資金や母子寡婦福祉資金の利率を参考とし1.5%としておりました。

本町におきましては、国の東日本大震災時の適用された特例設置内容、及び現行の公的福祉貸付制度の母子父子寡婦福祉貸付制度における利率が1%であることを参考とし、保証人を立てた場合には無利子、保証人を立てない場合には1%として規定するものです。

続いて、同条第3項は、保証人を立てた場合の保証人の債務負担について追加するものです。

続いて、53ページ、第15条は、災害援護資金の償還方法を現行の年賦償還、半年償還に加え、月賦償還を可能とする改正、及び施行令改正に伴い生じた引用条項の整理となります。

その他字句の整理による改正となります。

なお、附則としまして、本条例は、公布の日から施行するものです。

また、経過措置として、改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施

行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、従前の例によるものです。

以上で議案第37号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第37号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第38号

○議長（西原 浩君） 日程第16 議案第38号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第38号別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書27ページをお開きください。

本条例の改正は、本年10月実施予定の消費税率の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置の強化を実施するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、本条例において保険料段階で第1段階から第3段階までの被保険者に対する保険料率の規定を改正するものです。

議案本文の朗読は省略し、改正の内容は、別冊の議案資料により説明させていただきます。

議案資料の57ページをお開きください。

別海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定説明資料です。

この表は、第7期介護保険事業計画期間内の保険料について段階別に示したものです。

左から、区分、課税区分所得金額等、平成30年度（現行）、令和元年度及び2年度（改正）となります。

表の中央、平成30年度の欄が、現行の基準額割合及び保険料です。

表右側の令和元年度及び2年度の欄が、改正後の基準額割合及び保険料で、第1段階から第3段階の保険料率を軽減しようとするものです。

各段階の保険料の算出は、介護保険料基準額である第5段階の保険料に各段階の基準額割合を乗じて算出します。

改正後の介護保険法施行令において定める保険料の減額賦課についての基準は、第1段階と第2段階では、基準額に、条例で定める割合から10分の1.25を超えない範囲で定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額とされ、第3段階では、10分の0.25を超えない範囲で定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額とされています。

この国の基準に基づき、令和元年度及び2年度の基準額割合と保険料を、第1段階は基

準額割合を現行の0.45から0.375とし、年額2万2,000円に、第2段階は基準額割合を0.63から0.565とし、年額3万3,200円に、第3段階は基準額割合を0.75から0.725とし、年額4万2,600円に改正するものです。

次に、議案資料の55ページをお開きください。

別海町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後になります。

第4条では、改元に伴い「平成32年度」を「令和2年度」に改めます。

また、第3項から第5項までは、先ほど説明した第1段階から第3段階の軽減後の保険料の規定を新たに加えるものです。

次に、56ページです。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。

第2項は、経過措置として、改正後の別海町介護保険条例第4条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例によるとするものです。

以上で議案第38号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第38号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第39号

○議長（西原 浩君） 日程第17 議案第39号別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

議案第39号別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書、29ページをお開き願います。

本条例の一部改正は、町民体育館の内部改修工事の終了に伴い新たにトレーニング室の機能を町民体育館内部に設置したことから、アリーナ、柔剣道場と同額の個人使用料を定めようとするものです。

なお、トレーニング機器については、現在、町民温水プールに設置している機器と同等の機器を今年度から3年間で整備する計画です。

議案本文の朗読は省略させていただき、改正箇所等につきましては議案資料により御説明いたします。

議案資料58ページの新旧対照表をお開き願います。

右側が現行条例、左側が改正後の条例で、下線部分が改正箇所であります。

別表の区分、「アリーナ・柔剣道場」に「・トレーニング室」を追加するものです。

附則として、本条例は、公布の日から施行するものです。

以上で議案第39号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第39号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第40号から日程第20 議案第42号

○議長（西原 浩君） 日程第18 議案第40号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第19 議案第41号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第20 議案第42号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての3件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

それでは、議案第40号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第41号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、及び議案第42号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての内容について、規約変更理由等が同じであるため一括して説明いたします。

議案は、30ページから33ページ、議案資料では、議案第40号が61ページ、議案第41号が62ページから63ページ、議案第42号が64ページから65ページにそれぞれの規約の新旧対照表を載せております。

それぞれの議案本文の朗読は省略し、議案資料66ページの共通資料により説明します。

議案資料の66ページをお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約ほか2規約の変更についてになります。

本議案は、本町が加入している北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村職員退職手当組合の構成団体のうち4団体が解散したことに伴い、組合規約の一部変更について地方自治法第286条第1項の規定により組合構成団体の協議を求められたことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約変更理由及び改正要旨については、平成31年3月31日付をもって池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬斎組合が解散したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約、北海道市町村総合事務組合規約、及び北海道市町村職員退職手当組合規約の別表の一部を改正するものです。

なお、十勝環境複合事務組合の解散に伴う規約変更については、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約のみが該当となっております。

また、附則において、本規約変更の施行期日を、議案第40号及び42号については、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から、議案第41号については、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行すると定めるものであります。

以上で議案第40号、議案第41号及び議案第42号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第40号から議案第42号までの3件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第21 議案第43号及び日程第22 議案第44号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第43号工事請負契約の締結について（防災行政無線設備改修その1工事）、日程第22 議案第44号工事請負契約の締結について（防災行政無線設備改修その2工事）の2件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第43号及び第44号の内容につきまして一括して説明いたします。

議案の34ページをお開きください。

議案第43号及び36ページの議案第44号は、工事請負契約の締結に当たりまして予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案第43号の本文を朗読いたします。

1、契約の目的、防災行政無線設備改修その1工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、2億614万円（内消費税及び地方消費税額1,874万円）。

4、契約の相手方、高部・橋本・岩谷経常共同企業体、経常共同企業体構成員代表者、標津郡中標津町共立1番地11、高部電気株式会社、代表取締役、高部英男、野付郡別海町別海宮舞町197番地、株式会社橋本電気商会、代表取締役、橋本淳一、標津郡中標津町東16条南1丁目1番地、株式会社岩谷電気商会、代表取締役、加藤絢。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月15日から5月13日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月4日、高部・橋本・岩谷経常共同企業体、北電・山田経常共同企業体、尾藤電設・野上技研経常共同企業体、マツダ・住友経常共同企業体、サンエス・加藤経常共同企業体の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1億8,850万円、最低入札価格は1億8,740万円で、最低入札者であります本案の高部・橋本・岩谷経常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期につきましては、本契約の翌日から翌年の3月10日までを予定としております。

続きまして、議案の36ページをお開きください。

議案第44号の本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、防災行政無線設備改修その2工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、2億1,175万円（内消費税及び地方消費税額1,925万円）。
- 4、契約の相手方、尾藤電設・野上技研経常共同企業体、経常共同企業体構成員代表者、野付郡別海町西春別駅前栄町52番地、尾藤電設工事株式会社、代表取締役、尾藤是誉、札幌市東区北34条東15丁目1番22号、野上技研工業株式会社、代表取締役、野上まさ子。

次に、入札等の経過についてですが、公募期間は、議案第43号その1工事と同様に4月15日から5月13日までの休日を除く15日間。

応募者数もその1工事と同様の5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められ、6月4日に入札を執行しております。

高部・橋本・岩谷経常共同企業体、北電・山田経常共同企業体、尾藤電設・野上技研経常共同企業体、マツダ・住友経常共同企業体、サンエス・加藤経常共同企業体の5者による指名競争入札を行いまして、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1億9,620万円、最低入札価格は1億9,250万円で、最低入札者であります本案の尾藤電設・野上技研経常共同企業体と現在仮契約中であります。

なお、工期につきましてもその1工事と同様、本契約の翌日から翌年3月10日までを予定としております。

各工事の内容につきましては議案資料のほうで御説明いたします。

議案資料の67ページをお開きください。

まず、その1工事から説明いたします。

工事概要ですが、工事名は、防災行政無線設備改修その1工事。

工事の目的ですけれども、電波法の改正によるスプリアス規格の変更、スプリアス規格とは、下の行の米印にありますとおり、無線機から送信される電波のうち、本来必要とされる周波数帯を外れた不要電波のことを言いますが、この不要電波対策による規格変更によりまして、1行目の中ほどに戻りますけれども、現在町が保有している既存のアナログ方式の防災無線設備が令和4年11月30日以降使用できなくなることへの対策に加えまして、総務省が推進する文字放送や複数通信が可能となるデジタル方式無線設備へ更新を行うものです。

また、その1工事につきましては、今回のデジタル化の更新にあわせて登下校時の児童や周辺住民に対する情報伝達手段を確保するため、内陸の7地区市街地への屋外拡声子局を新設することとしております。

主な工事内容ですが、役場庁舎にある親局設備の更新、北鳴地区にあります北鳴中継所の設備の更新、屋外拡声子局の新設は、7地区15局となっています。

68ページにお進みください。

具体的な施工箇所は、こちらの施工箇所位置図に掲載しております。

別海町役場（親局）と少し北側にあります北鳴中継所は、既存設備の更新となります。

そのほかは、北鳴中継所からの電波により各市街地に新設する拡声子局で、全て二重丸で示しております。

右下に凡例を示しております。

続いて69ページになりますが、69ページには参考資料といたしまして、役場庁舎親局から北鳴中継所を経て各地の拡声子局に至るまでのシステム系統図を掲載しておりますけれども、詳細な説明につきましては省略させていただきます。

70ページにお進みください。

70ページからはその2工事です。

工事の概要ですが、工事名は防災行政無線設備改修その2工事。

工事の目的は、先ほどのその1工事と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

続いて、主な工事内容ですが、尾岱沼地区にあります再送信子局の子局1局の更新、海岸地区の既設の拡声子局は18局の更新、また、海岸地区各家庭等に設置しております戸別受信機もデジタル方式に対応させるため全650台を更新、設置するものです。

71ページをお開きください。

具体的な施工箇所につきましては、こちらの施工箇所位置図に掲載しています。

その2工事は海岸地区となっております。

なお、尾岱沼市街地にあります「尾岱沼5」と野付半島にあります「野付1」は、近接の子局でカバーできるため撤去となりますが、そのほかは全て既設設備の更新となります。

72ページには参考資料といたしまして、北鳴中継所から再送信子局及び各拡声子局に至るまでのシステム系統図を掲載しておりますが、詳細な説明につきましては省略させていただきます。

以上で議案第43号及び議案第44号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第43号から議案第44号までの2件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第45号

○議長（西原 浩君） 日程第23 議案第45号工事請負契約の締結について（ウニ種苗育成センター機械設備改修工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第45号の内容説明をいたします。

議案の37ページをお開きください。

本案につきましても、工事請負契約の締結に当たりまして予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、ウニ種育苗センター機械設備改修工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、8,613万円（内消費税及び地方消費税額783万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町中春別西町6番地、株式会社高橋工業、代表取締役、高橋宗靖。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月15日から5月13日までの休日を除く15日間。

応募者数は3者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月4日、株式会社高橋工業、株式会社竹崎工業、畠沢ほっけん株式会社の3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は7,980万円、最低入札価格は7,830万円で、最低入札者であります本案の株式会社高橋工業と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から12月10日までを予定としております。

工事の内容につきましては議案資料で御説明いたします。

議案資料の73ページをお開きください。

工事の概要ですけれども、工事名は、ウニ種育苗センター機械設備改修工事。

建物の構造は鉄骨造平屋建。

延べ床面積は2,442.75平方メートル。

建築面積も同様に2,442.75平方メートルで、昨年度実施いたしました建物の外部改修建築工事に引き続き、本年度は機械設備の改修工事を行い、全体の改修工事の完了を目指すものとなっております。

本案の主な工事内容ですけれども、海水昇温設備改修として真空式温水ヒーター熱交換器、温水ポンプ、送水配管の更新、海水ろ過設備改修として各ろ過機のろ材交換、ポンプ類及び海水配管の更新、空気圧縮設備改修としてブロアーポンプやコンプレッサーの更新、その他の設備といたしまして給水配管、ガス給湯器、衛生設備、給油配管、換気設備、暖房設備の更新を行うものです。

74ページにお進みください。

工事の場所は、別海町尾岱沼港町326番地となります。

左側、付近の案内図、右側、建物の配置図となっております。

続いて、75ページになります。

75ページは、建物の平面図で、図面左上の網掛け斜線を引いて示しております。

機械室などに設置している設備を主に更新いたします。

次の76ページに、その機械室の平面図と右側に機器一覧表を掲載しておりますが、機械設備の個々の仕様等の説明につきましては省略させていただきます。

以上で議案第45号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第45号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第46号

○議長（西原 浩君） 日程第24 議案第46号工事請負契約の締結について（農業水利施設無線伝送装置更新工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第46号の内容説明をいたします。

議案の38ページをお開きください。

本案につきましても、工事請負契約の締結に当たり予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、農業水利施設無線伝送装置更新工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、4億9,610万円（内消費税及び地方消費税額4,510万円）。
- 4、契約の相手方、札幌市中央区大通東7丁目12番9、北海道富士電機株式会社、取締役社長、佐藤知則。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月15日から5月13日までの休日を除く15日間。

応募者数は2者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月4日、メタウォーター株式会社北海道営業所、北海道富士電機株式会社の2者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は4億5,890万円、最低入札価格は4億5,100万円で、最低入札者であります本案の北海道富士電機株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年3月10日までを予定としております。

工事の内容につきましては議案資料で御説明いたします。

議案資料の77ページをお開きください。

工事の概要ですけれども、工事名は農業水利施設無線伝送装置更新工事。

建物の構造は鉄骨造平屋建。

工事の目的は、水道施設遠方監視装置における無線伝送装置は、経年劣化により出力の低下が発生し、正常な機能が十分果たせなくなりつつあるとともに、先ほど防災行政無線工事でも説明しましたとおり、電波法改正によるスプリアス規格の変更に伴い、令和4年11月30日以降使用できなくなることから新規格への機器へ更新するものです。

工事の内容につきましては、テレコン・テレメーター及び無線装置30局の更新となります。

78ページにお進みください。

具体的な施工箇所につきましては、こちらの履行場所位置図に掲載しています。

標茶町虹別にある別海浄水場を初め町内一円に設置しております配水地や量水器室において、全て既設の無線伝送装置を更新するものです。

続いて、79ページには参考資料といたしまして、親局となる別海管理センターから子

局となる浄水場や配水地、量水器室に至るまでの装置の構成図を掲載しておりますけれども、詳細な説明につきましては省略させていただきます。

以上で議案第46号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第46号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第25 議案第47号

○議長（西原 浩君） 日程第25 議案第47号財産の取得について（除雪グレーダー）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第47号の内容説明をいたします。

議案の39ページをお開きください。

本案につきましては、財産の取得に当たり予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、取得する財産の種類及び数量、除雪グレーダー1台。
- 2、取得の方法、指名競争入札による契約。
- 3、取得価格、4,103万円（内消費税及び地方消費税額373万円）。
- 4、取得の相手方、野付郡別海町別海常盤町126番地、株式会社小泉機械店、代表取締役、小泉理央。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は6月4日で、株式会社小泉機械店、株式会社ミノルカンパニー、有限会社菅野整備工場、有限会社幸田自動車整備工場の4者による指名競争入札を行い、それぞれ1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3,900万円、最低入札価格は3,730万円で、最低入札者であります本案の株式会社小泉機械店と現在仮契約中であります。

なお、納期は翌年2月20日までとしております。

取得する財産の内容につきましては議案資料で御説明いたします。

議案資料の80ページをお開きください。

この除雪グレーダーは、社会資本整備総合交付金事業により取得するもので、主要諸元についてですが、乗車定員は1名、全長13.0メートル以下、全幅3.5メートル以下、全高3.8メートル以下、総重量23トン以下、除雪性能は、フロントプラウによる最大除雪幅3.47メートル以上、最大除雪高1.0メートル以上、路面整正装置にある路面整正幅3.7メートル以上となっております。

81ページには、上から見た平面図のほか、正面図、側面図を記載しているものを掲載しております。

以上で議案第47号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第47号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第26 議案第48号

○議長（西原 浩君） 日程第26 議案第48号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第48号の内容説明をいたします。

議案の40ページをお開きください。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されておりますことから、総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了していることを申し添えます。

今回総合整備計画を策定するのは、平成30年度で5年間の期間が終了いたしました中春別、中西別、上春別の3つの辺地です。

41ページにお進みください。

「中春別辺地の総合整備計画」です。

右上になりますが、辺地の人口は947人、面積は125.2平方キロメートル。

1の辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町中春別。

地域の中心の位置は、野付郡別海町中春別西町3番地1。

辺地度点数は109点です。

2、整備を必要とする事情は、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。

集会施設につきましては、住民の交流等を行う場として必要不可欠な施設であるが、建築から相当年数が経過し老朽化が著しいため、改修を実施し、延命化を図る必要がある。

下水道については、施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築更新を計画的に進める必要がある。

産業道路及び産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要があるというものです。

3の整備計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間となります。

施設名は、「交通道路（橋梁長寿命化補修外1事業）」。

事業主体は「別海町」で、事業費「3,820万円」、財源内訳は、特定財源が「1,983万3,000円」、一般財源を「1,836万7,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「1,820万円」です。

次に、「集会施設（地域会館等整備事業）」。

事業主体は「別海町」で、事業費「1,570万円」、財源内訳は、全額が一般財源で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「1,390万円」です。

次に、「下水道（農業集落排水事業）」。

事業主体は「別海町」で、事業費「1億6,600万円」、財源内訳は、特定財源が「8,300万円」、一般財源が「8,300万円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「4,150万円」です。

次に、「産業道路（東富岡地区基盤整備促進事業外1事業）」。

事業主体は、「北海道または別海町」で、事業費「2億9,566万8,000円」、財源内訳は、特定財源が「2億1,509万5,000円」、一般財源が「8,057万3,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「7,780万円」です。

次に、「産業農林道（平和地区農道整備事業）」。

事業主体は「北海道」で、事業費「6,400万円」、財源内訳は、特定財源が「4,960万円」、一般財源が「1,440万円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「1,430万円」です。

全施設の事業費合計は「5億7,956万8,000円」。

辺地対策事業債の予定額合計は、「1億6,570万円」として計画するものです。

次に、42ページをお開きください。

「中西別辺地の総合整備計画」です。

右上になりますが、辺地の人口は633人、面積は136.2平方キロメートル。

1、辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町中西別。

地域の中心の位置は、野付郡別海町中西別本町18番地。

辺地地点数は126点です。

2、整備を必要とする事情ですが、交通道路につきましては、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。

産業道路については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要があるというものです。

整備計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間となります。

施設名は、「交通道路（橋梁長寿命化補修外2事業）」。

事業主体は「別海町」で、事業費「12億7,024万2,000円」、財源内訳は、特定財源が「8億6,870万円」、一般財源を「4億1,544万2,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「3億9,720万円」です。

次に、「産業道路（北中西別地区基盤整備促進事業）」。

事業主体は「別海町」で、事業費「2億7,410万円」、財源内訳は、特定財源が「1億3,705万円」、一般財源が「1億3,705万円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「1億3,700万円」です。

全施設の事業費合計は「15億4,434万2,000円」。

辺地対策事業債の予定額合計は、「5億3,420万円」として計画するものです。
続いて、43ページにお進みください。

「上春別辺地の総合整備計画」です。

右上になりますが、辺地の人口は806人、面積は101.1平方キロメートル。
辺地の概況です。

辺地を構成する字名は、野付郡別海町上春別。

地域の中心の位置は、野付郡別海町上春別南町6番地1。

辺地度数は146点です。

2、整備を必要とする事情は、交通道路につきましては、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び改修を実施し、延命化を図る必要がある。

生活バスにつきましては、本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、適切に車両の更新を進める必要がある。

通学バスについては、小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現在車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。

下水道については、施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築更新を計画的に進める必要がある。

産業道路及び産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要があるというものです。

3番の整備計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間となります。

施設名は、「交通道路（橋梁長寿命化補修外1事業）」。

事業主体は「別海町」で、事業費「1億6,620万円」、財源内訳は、特定財源が「1億237万7,000円」、一般財源を「6,382万3,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「6,330万円」です。

次に、「生活バス（地域生活バス購入事業）」。

事業主体は「別海町」で、事業費「2,762万円」、財源内訳は、全額が一般財源で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「2,740万円」です。

次に、「通学バス（スクールバス購入事業）」。

事業主体は「別海町」で、事業費「2,178万9,000円」、財源内訳は、特定財源が「368万円」、一般財源が「1,810万9,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「1,700万円」です。

次に、「下水道（農業集落排水事業）」。

事業主体は「別海町」で、事業費「1億6,320万円」、財源内訳は、特定財源が「8,160万円」、一般財源が「8,160万円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「4,070万円」です。

次に、「産業道路（上西別地区基盤整備促進事業外2事業）」。

事業主体は、「北海道または別海町」で、事業費「2億4,425万円」、財源内訳は、特定財源が「1億5,156万5,000円」、一般財源が「9,268万5,000円」で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は「9,090万円」です。

次に、「産業農林道（大成零号地区農道整備事業）」。

事業主体は「北海道」で、事業費「6億4,600万円」、財源内訳は、特定財源が「5億65万円」、一般財源が「1億4,535万円」で、一般財源のうち辺地対策事業

債の予定額は「1億4,520万円」です。

全施設の事業費合計は「12億6,905万9,000円」。

辺地対策事業債の予定額合計を「3億8,450万円」として計画するものです。

以上で議案第48号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第48号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

辺地の概況の中で、辺地度点数についてちょっとお尋ねします。

点数の算定方法についての概略、それから辺地に指定される点数は何点以上か、その点が2点目。

3点目は、その点数の多い少ないによって辺地債の枠だとか、それから交付税の措置について何か影響があるかどうか。

これらの3点についてお伺いいたします。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

それでは、田村議員の御質問にお答えいたします。

まず、辺地度点数の概要と申しますか、点数のつけ方、つき方と、それから何点以上になるのかという質問につきましてちょっとまとめてお答えさせていただきます。

辺地度点数とは、住民生活水準の格差を点数であらわしたものでありまして、例を挙げますと、例えば中心の位置から教育施設までの距離、または官公庁や病院までの距離、これらが遠くなれば遠くなるほど辺地度点数というものは高くなっていきます。

そのほか、その市街地に通っている公共交通機関、こちらのほうの回数によって少なければ少ないほど辺地の点数が高くなるというような仕組みになっておりまして、これらの要件項目がたくさんある中で、今の主要なものを積み上げていく中で100点を超えると辺地として認定されるという制度になっております。

それで3点目の御質問で、辺地地区について100点以上になれば辺地として認定されるのですが、100点だった場合と150点であった場合における地方財政措置の制度上、中身が変わるのかという御質問だと思いますけれども、そちらにつきましては、辺地度点数が100点を超えましたら一律同じ条件で、先ほどから申し上げております辺地対策事業債というものを借りることによって、元利償還金に対する8割が交付税措置として計算されるというような制度になっております。

制度的な中身につきましては以上です。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

よろしいですか。

○3番（田村秀男君） はい、よろしいです。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第49号

○議長（西原 浩君） 日程第27 議案第49号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

それでは、議案第49号の内容説明をいたします。

議案の44ページをお開きください。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときはあらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されているところですが、同条第8項の規定により、総合整備計画を変更する場合につきましても同様とされておりますことから、計画内容の変更について議会の議決を求めるものであります。

なお、こちらの変更の北海道知事との協議につきましては、事前に終了しておりますことを申し添えます。

今回変更するのは尾岱沼と本別の2つの辺地です。

45ページにお進みください。

まず、「尾岱沼辺地総合整備計画」です。

尾岱沼辺地の総合整備計画は、平成29年度から令和3年度までの5年間で、今回は、第2次の変更です。

変更の内容は、下段、3番の表の中段になりますが、「へき地集会室」という分野で「小学校校舎等改修事業」の事業費「9,745万円」を新たに追加するもので、当該事業の財源は、特定財源を「2,444万2,000円」、一般財源を「7,300万8,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「5,680万円」とするものです。

変更後の尾岱沼辺地全施設の事業費合計は「3億7,008万3,000円」。

辺地対策事業債の予定額の合計は「3億1,790万円」となります。

続きまして、46ページをお開きください。

次に、「本別辺地総合整備計画」です。

本別辺地の総合整備計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間で、今回は、第1次の変更です。

変更の内容は、下段3番の表の上段になりますが、「通学バス」として「スクールバス購入事業」の事業費「1,179万6,000円」を新たに追加するもので、当該事業の財源は、特定財源を「368万円」、一般財源を「811万6,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「800万円」とするものです。

変更後の本別辺地の全施設の事業費合計は「5億6,364万2,000円」。

辺地対策事業債の予定額は「2億2,680万円」となります。

以上で議案第49号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第49号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第28 議案第50号

○議長（西原 浩君） 日程第28 議案第50号別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場他の建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第50号の内容説明をいたします。

議案書の47ページをお開きください。

本工事につきましては、日本下水道事業団に委託することにより実施するものでありますが、基本協定の締結に当たっては、協定額が5,000万円を超えることから、工事の請負契約に準じ、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、協定の目的、別海町特定環境保全公共下水道の整備。

2、協定の方法、随意契約。

3、協定限度額、3億6,280万円（内消費税及び地方消費税額3,298万1,818円）。

4、協定の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団、理事長、辻原俊博。

現在5月14日付で仮協定を締結しているところでございます。

委託内容につきましては、設計書の作成から発注、精算報告までの事務の全部でございます。

なお、本工事の完成期限は、令和3年3月31日までを予定としております。

工事の内容につきましては議案資料で御説明いたします。

議案資料の82ページをお開きください。

工事概要ですが、事業名は特定環境保全公共下水道事業。

施行年度は、令和元年度から令和2年度までの2カ年となります。

工事内容は、別海終末処理場他電気設備の改築更新。

工事種目は監視制御装置。

この設備は、平成15年度から平成16年度の2カ年で整備後、約15年経過し、別海終末処理場で、処理場8カ所、ポンプ場2カ所、集中監視及び制御するもので、今回の更新対象は、別海終末処理場、西春別終末処理場、走古丹終末処理場、旭町中継ポンプ場及び寿町中継ポンプ場となります。

工事費は、令和元年度、1億3,570万円のうち国費が7,265万円、令和2年度、2億2,710万円のうち国費が1億2,176万円、合計で3億6,280万円のうち国

費が1億9,441万円となるものです。

資料83ページから85ページまでは、各処理区の対象施設の位置図となります。

以上で議案第50号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第50号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第29 報告第3号

○議長（西原 浩君） 日程第29 報告第3号平成30年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第3号の内容説明をいたします。

議案の48ページをお開きください。

本件につきましては、平成30年度別海町一般会計補正予算（第5号）で設定いたしました繰越明許費について、その全額または一部を令和元年度へ繰り越しとする繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

49ページにお進みください。

一般会計繰越明許費繰越計算書になります。

平成30年度別海町一般会計補正予算（第5号）で設定いたしました金額欄の金額に対し、全額または一部について、本年度であります令和元年度へ繰り越す額を翌年度繰越額欄に記載しております。

また、その財源内訳につきましては、まだ収入されていない未収入の特定財源及び一般財源となります。

まず、2款総務費、1項総務管理費、プレミアム付商品券事業は、本年度の実施を予定としておりますプレミアム付商品券販売事業の準備に係る事務経費で、繰越額は102万7,000円。

財源内訳は、全額が国庫支出金です。

6款農林水産業費、1項農業費は2件で、畜産クラスター事業は、国の補正予算に伴います各畜産クラスター協議会への間接補助で、繰越額は28億1,861万8,000円。

財源内訳は、全額が道支出金。

次の道営農道整備事業は、農道整備について、事業主体であります北海道の事業費繰り越しに伴い、その負担金予算額を繰り越すもので、繰越額は5,400万円。

財源内訳は、町債が5,380万円、一般財源が20万円です。

続いて、6款農林水産業費、2項広域農業対策費、農業水路等長寿命化事業は、一般会計で実施する農業用水路に係る無線伝送装置の更新事業で、繰越額は2億381万

8,000円。

財源内訳は、国庫支出金が8,776万4,000円、その他といたしまして水道事業会計からの負担金1億1,605万4,000円です。

次に、6款農林水産業費、4項水産業費、水産流通基盤整備事業は、尾岱沼漁港整備について、事業主体であります北海道の事業費繰り越しに伴いその負担金予算額を繰り越すもので、繰越額は8,360万円。

財源内訳は、町債が8,350万円、一般財源が10万円です。

最後に、8款土木費、4項住宅費、公営住宅等整備事業は、西春別駅前団地（5号棟）の長寿命化改修予算で、翌年度繰越額は7,556万7,000円。

財源内訳は、国庫支出金が2,508万6,000円、町債が5,040万円、一般財源が8万1,000円です。

繰越明許費に係る事業は全6事業で、合計の欄になりますが、金額33億9,894万4,000円の設定に対しまして、翌年度繰越額合計は32億3,663万円です。

未収入の特定財源内訳は、国庫支出金が1億1,387万7,000円、道支出金が28億1,861万8,000円、町債が1億8,770万円、その他水道事業会計からの負担金で1億1,605万4,000円。

38万1,000円が一般財源となりました。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

◎日程第30 報告第4号

○議長（西原 浩君） 日程第30 報告第4号平成30年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

報告第4号の内容説明をいたします。

議案書の50ページをお開きください。

本件につきましては、平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）で設定いたしました繰越明許費について、その全部を令和元年度へ繰り越しとする繰越計算書の調製をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものです。

51ページにお進みください。

下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書になります。

平成30年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）で設定した金額欄の金額に対し繰り越す額を翌年度繰越額欄に記載しております。

また、その財源内訳については、未収入特定財源及び一般財源となります。

3款集落排水施設費、1項農業集落排水施設費、農業集落排水事業は、西春別地区中継ポンプ所2カ所、上春別地区中継ポンプ所2カ所、合計4カ所の機械電気設備更新工事で、翌年度繰越額は3,999万6,000円。

財源内訳は、国庫支出金が1,672万円、町債が2,310万円、17万6,000円

が一般財源となります。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

◎日程第31 報告第5号

○議長（西原 浩君） 日程第31 報告第5号平成30年度別海町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第5号の内容説明をいたします。

議案の52ページになります。

本件につきましては、平成30年度水道事業会計予算における建設改良費の一部について、令和元年度に繰り越して使用する額が確定しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

53ページにお進みください。

水道事業会計予算繰越計算書で、こちらは地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名は農業水路等長寿命化事業負担金で、こちらは、一般会計に支払う負担金の事業ですが、1億2,550万円の予算計上額のうち翌年度繰越額は1億1,605万4,000円となります。

財源内訳は、企業債が1億1,600万円、残りの5万4,000円が当年度損益勘定留保資金です。

なお、不用額は214万4,827円です。

繰り越しの理由につきましては、町の一般会計が行う農業水路等長寿命化事業の一部が繰り越しとなったことによるものです。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は一般質問を午前10時から開きますので御参集願います。

皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 3時08分